

## 平成26年第4回西会津町議会臨時会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時           平成26年7月15日
2. 場 所           西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会           平成26年7月15日
2. 閉 会           平成26年7月15日
3. 会 期           1日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

#### 2. 不応招議員

なし

平成26年第4回西会津町議会臨時会会議録

平成26年7月15日（火）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	農林振興課長	佐藤美恵子
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	田崎敬修
町民税務課長	新田新也	教 育 長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 課 長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	斎藤太喜男
建設水道課長	酒井誠明	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

## 第4回議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年7月18日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第2号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第4次）

日程第7 議案第3号 西会津小学校屋外教育環境整備工事請負契約の締結について

日程第8 議案第4号 西会津小学校木質バイオマスボイラー設備工事請負契約の締結  
について

日程第9 西会津町農業委員会委員の推薦について

閉 会

（議会活性化特別委員会）

（保育施設運営に係る調査特別委員会）



○議長 ただいまから、平成 26 年第 4 回西会津町議会臨時会を開会します。

(13時45分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。

事務局長、高橋謙一君。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 4 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長、農業委員会長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、4 番、渡部憲君、8 番、多賀剛君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 7 月 15 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 7 月 15 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 1 号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、新たな保育施設整備にあたり重要な事案に対して調査・審議していただくため、地方自治法第 138

条の4第3項に規定する附属機関として、西会津町保育施設整備等審議会を設置するために、条例の一部を改正するものであります。

本町では現在、野沢、尾野本、群岡の3保育所において保育サービスを実施していますが、3保育所とも建築後30年が経過しており、特に野沢、尾野本保育所にあつては老朽化が進み、毎年数箇所の修繕が必要な状況となっています。

また、野沢保育所ではゼロ・1歳児保育や給食サービスを実施していることもあり、入所希望者が増加しており、5歳児のみを芝草分所で保育しているという保育環境としては好ましくない状況にもあります。

さらに、保護者の共働きや、核家族化が進んだことから、家庭での子育て環境が変化しており、休日保育などの新たなニーズへの対応や、子育てに対する相談窓口の充実も求められています。

これらの課題を解決するためには、新たな保育施設の整備が不可欠であり、子育て支援の総合窓口となる子育て支援センターなどの設備も兼ね備えた保育施設整備が必要であると考えています。

本審議会につきましては、町がこれから整備をしようとしている、その新たな保育施設についての重要な事項について調査・審議していただくために設置するものであります。

それでは、条例の説明に入らせていただきます。議案書とともに条例改正案新旧対照表の1ページも併せてご覧いただきたいと思ひます。

議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

今回改正するのは、条例の別表についてであります。別表のうち、附属機関の属する執行機関、町長の部の西会津町保健福祉審議会の項の次に、西会津町保育施設整備等審議会を加えるもので、審議会の担任する事務につきましては、保育施設整備等に関する重要な事項について調査・審議をいただくものであります。

附則は、施行期日を定めておりまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会のご議決をお願いするものでございます。よろしく審議をくださいますて、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　1点お尋ねしますが、これから保育施設、新しい保育施設を作るに、大変な重要な事項を決めていくというのは、当然必要なことであります。私お尋ねしたのは、何でこのタイミングで条例を改正して、いわゆるこの審議会を、この時期に作るようにしなければいけなかったのか。昨年から、いわゆる子ども・子育て会議の中で同じようなこの新しい保育所の施設に関しては、いろいろ議論されていると思ひます。私思うにやるんだったら年度当初からやるべきであるし、今まで子ども・子育て会議で出された意見というのはどのように反映されるのか、大変疑問に思うところでもありますので、その

点をお答えいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えを申し上げます。

審議会設置の時期が、なぜ今なのかということですが、議員おただしのよう  
に町としましては今まで子ども・子育て会議を設置しまして、いろいろ保育所の施設整  
備、あるいは今後の子ども・子育て計画等についての意見を伺ってきたところでありま  
すが、子ども・子育て会議につきましては、諮問機関ではなくて意見をいただくという  
ことだけでございまして、その意見に基づいて町がいろいろな判断をしていくというこ  
とで考えておりました。ただ、最終的にやはり町民の皆さんに保育所の設置についての  
きちっとした、保育施設の整備についてのきちっとした、町が諮問をして答申をしてい  
ただいて進んでいったほうがよりベストでしょうというような判断で、今回この附属機  
関として保育施設整備等審議会を設置する運びとなったところでございます。

なお、子ども・子育て会議の皆さんのご意見につきましては、当然貴重なご意見であ  
りますし、いろいろ審議をし、ご意見をいただきましたので、そういったものも含めて  
町で審議会のほうに提案申し上げて、審議会でもまたご意見いただくという、答申いた  
だくような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 何でこのタイミングになったかというのは、あまり良く理解できませんでした  
が、これほど大変なことを決めていくことであれば、私が言いたかったのは年度当初か  
らしっかりやっていくべきだなと。先ほど来、全員協議会の中で話出ておりましたよう  
に、29年度の4月開所を目指して逆計算で、あっ、これはやんなきゃいけなかったって  
というようなことで、何かそういうタイミングのような気がしてならなかったという、私、  
思いありますので、その点、何でこの時期になったのか、年度当初から何でできなかつ  
たのか。昨年からの問題に関してはやんなきゃいけないってことは十分承知していた  
と思うんですが、その点お尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 当然、年度当初からこの保育施設整備につきましては、計画していたと  
ころでございまして、当初考えておりましたのは子ども・子育て会議でいろいろご意見  
をいただいて、現在あります保健福祉審議会等で審議をいただいて答申をいただければ  
よいのかなというふうに当初考えておったところだったのでありますが、今まで小学校、  
中学校につきましてもやはり別の審議会できちっと審議を、そのものについてのみ審議  
をしていただいたという経緯があったこともありまして、やはりこの保育所施設につ  
きましてもその特別な審議会をひとつ設置して、やはり町民の意見をいただこうとい  
うことで、今回設置するに至ったということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 子ども・子育て会議ですが、これは今回、国の方針、幼稚園教育、保育所  
運営、幼保連携とか、そういう一連の中で今後の保育に該当する児童をどうその自治体  
で今後取り組んでいくのかということ、の狙いで設立されたのではないかなと。そこ  
で、それらの、そうすると保育の内容、幼稚園の内容でありまして、場所までというの

は想定、国では想定していないだろうと。たまたまといいますか、町で皆さん方が褒めらんのようなことですが、変則的な保育にしなくちゃならなかったと。尾野本の保育所は、もうおっかなくて入ってらんになんて声もあるわけですが、そういう中でこの際ですから町全体の保育行政のあり方を検討していくべきだということで、この会議だと私は思っているんです。ですからこれは野沢、尾野本保育所だけじゃなくて、群岡保育所も含めた全体の、町全体の今後の保育行政が、幼児教育、幼児保育がどうあるべきかということも踏まえた方向性を出していくべきだろうというふうに、その町全体をとらえた審議になると、こう私は理解をしているわけですが、そういう方向で臨まれるわけですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

議員おただしのように、子ども・子育て会議につきましても、これからの子ども・子育て、基本的には国が考えておりますのは、子ども・子育て会議につきましても、27年度からの子ども・子育て支援計画をこれから町のほうとしても策定していくわけでありますが、その支援計画の内容、今ほど議員も言いましたように保育ニーズに対してどういったサービスが必要なのかというようなことも含めた、その子ども・子育て支援計画を策定していく際の関係者からの意見をいただく機関ということで、設置をしたわけでございます。で、町の、現在、その、が、まず基本であります、町としましては、その保育施設の、新たな保育施設の整備ということも町の課題の中にあつたために、その部分についても、西会津町としてはその部分についても、この子ども・子育て会議から意見をいただいて進めていきたいというふうに考えて、子ども・子育て会議の中でもいろいろなご意見をいただいてきたところでございます。

それから、今後の、これから設置、今回設置をしようとしております附属機関につきましても、今ほど言いましたように当然新たな保育施設の整備という部分で、検討していただくということではありますが、当然その中で町全体の今後の方向性なんかについても、当然話し合つて意見をいただくようになるのかなというふうには考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 かなではなくて、しますという返事を聞きたかった、欲しかったわけですが、それはなぜかと言うと保護者の皆さんは、どの保育所に通つても同じ待遇、同じ扱いをしていただきたいというのが切なる要望なんです。ですから、野沢、尾野本だけを念頭に置かないで、群岡の保育所も念頭に置いた、やはり今後の計画を立てるべきだと。そうすることが、どの保育所もみな同じように扱っていますよということが保護者に伝わるわけですから、ぜひそのように進んでいくべきだと思つていますので、もう一回答弁をお願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えを申し上げます。

今ほど答弁申し上げましたように、当然、緊急の課題としまして今、野沢保育所、尾野本保育所の課題があるということでもございまして、そこの対応を、それを新たな保育施設を設置することで対応していきたいというふうに考えております。で、その新たな



保育施設の中には、当然これから町が子育て支援に力を入れていくために、子育て支援センターという相談機能ですとか、そういったものを含めて設置をするわけでありますので、当然、町全体の今後の保育に関する考え方、町全体の考え方という部分で協議していただくというような内容になるというふうに考えております。

○議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第4次)の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、今月8日から9日にかけて降り続いた大雨と落雷による被害への緊急対応に要する経費と、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金事業2件の新規採択、ただいま議案第1号でご議決をいただきました保育施設整備等審議会設置に伴う所要の経費、また県代行業事で実施している町道野沢柴崎線橋屋橋建設工事に伴う廃棄物処理に要する経費、さらには野沢前山地区に架かる高速道路跨道橋修繕委託料などを計上するものであります。

以上の財源といたしましては、国・県支出金、諸収入などを充当し、財源調整の結果、不足する分につきましては、財政調整基金から繰入れすることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成26年度西会津町の一般会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,020万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億402万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧い

ただきたいと思います。

まず歳入であります。11 款分担金及び負担金、1 項 2 目災害復旧費分担金 142 万 5 千円は、農地及び農業用施設災害復旧事業に係る受益者の分担金であります。

13 款国庫支出金、2 項 6 目総務費国庫補助金 2 千万円は、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金事業 2 件の新規採択によるものであります。

14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 5 万円は、民生委員推せん会に係る県負担金であります。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 3,573 万 4 千円は、今次補正に係る不足財源を繰入れするものであります。なお、補正後の財政調整基金積立残高見込みでございますが、9 億 4,265 万 9 千円となる見込みであります。

次に 19 款諸収入、5 項 4 目雑入 300 万円は、公益財団法人高速道路調査会からの高速道路橋剥落防止対策助成金の新規計上であります。

次に 8 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

2 款総務費、1 項 6 目企画費 1 千万円は、中野自治区と大久保自治区で組織をしております中野区むらおこし実行委員会が、総務省の補助事業採択を受けて実施する過疎集落等自立再生対策事業への補助金であります。

次に 3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 7 万 5 千円は、民生委員推せん会開催に係る報酬と費用弁償であります。2 項 2 目児童措置費 57 万 4 千円は、保育施設整備等審議会開催に係る報酬及び費用弁償のほか、視察研修等にかかる経費であります。

次に 4 款衛生費、2 項 2 目塵芥処理費 850 万円は、県代行事業で実施しております町道野沢柴崎線橋屋橋建設工事に伴い、旧喜多方地方広域市町村圏組合環境センター西会津分工場跡地に埋設されておりました廃棄物処理に係る経費であります。

次に 6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 430 万 3 千円は、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金事業の採択を受けて実施をいたしますミネラル野菜の普及・生産拡大と販売促進を進めるため、アドバイザーに係る謝礼や費用弁償、委託料では新規農産物栽培調査や土壌分析調査、直売所出荷調査、10 ページにまいりまして、販売戦略にかかる委託料をそれぞれ計上するものであります。補助金では、生産拡大に対する補助金であります。

なお、補助対象事業費は 1 千万円ですが、当初予算で対象となる事業費の一部について計上しておりますので、今次補正につきましては、当初予算で計上されている以外の事業費について、計上をお願いするものであります。

次に 7 款商工費、1 項 3 目観光費 201 万 5 千円は、大雨による登山道の被害に対する応急復旧のための施設整備賃金、修繕料、機械器具借上料、施設整備材料を計上するものであります。

次に 8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 300 万円は、野沢前山地区に架かる高速道路跨道橋の修繕委託料であります。

次に 10 款教育費、4 項 2 目公民館費 69 万 2 千円は、今月 9 日に発生した落雷により、公民館日本間のエアコンが使用不能となったことによる備品購入費の計上であります。

次に 11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費 1,255 万円、2 目林業施設災害復

旧費 430 万円、2 項 1 目道路橋りょう河川災害復旧費 1,420 万円は、いずれも今月 8 日から 9 日にかけて降り続いた大雨による被害への応急復旧に係る補修賃金、修繕料、機械器具借上料、補修材料等を計上するとともに、補助事業採択に向けての災害査定用測量設計委託料を計上するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　1 点、歳出のほうで 1 点お尋ねしますが、これは全員協議会の中でも説明受けた件でありますけれども、中野区のむらおこし実行委員会の 1 千万円の補助金であります。私、あそこの休憩所に関しましては、この補助金の主な使用用途は補助金の改修でありますけれども、あそこの休憩所は私、個人の持ち物かなと思ったならば、これ見たら中野区の所有となっているということでありましたが、いわゆるこの中野区と実行委員会というのはまた別なものだと思いますけれども、継続的な利用は可能だと思うんですが、その辺の契約状況、いわゆる使用者との関係はどのようになっているのか。

それともうひとつ、あそこの施設は以前はいくら大山まつり、大久保へ参拝客少なくなったといってもシーズン中の週末なんかは、結構なお客さん入っているようであります。あそこは以前は、いわゆるシーズンの使用料という形で、入札等で落としていたというような経緯を聞いたことがありますけれども、あれは修繕すれば私は収益の出せるような施設になるんじゃないかな、林間学校等の利用も考えられるというような話ありましたが、その際施設は整備、補助金で整備したと。この施設を使ってむらおこし、活性化していただければ大変いいことありますし、私は儲けることは悪いと思いませんから、十分儲けていただきたいと思いますが、その際いわゆる町ではその収益、いわゆる出た分に関しては何のあれも、いわゆる監査といいますか、まるっきり実行委員会任せなのか、申告の状況はどうするのか、あるいは利益配分はどのような形にするのか、その辺まで決めているのかお尋ねいたします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　お答えします。今回の中野区むらおこし実行委員会は、中野地区、それから大久保自治区の 2 集落、これが中野、1 つの財産区、中野区というふうな言い方をしているわけですが、そこの中の有志の皆さんで事業主体になって実施するというところでございます。岩根館は中野区の所有する建物でございまして、その実行委員会と、全員が実行委員会に入っているわけではないんでしょうけれども、結局は自由に使っていていいですよという、その話合いの下に今回事業実施をしていくという事だ聞いています。その中で今回は事業、そういうこの 1 千万円を活用して地域に観光客を呼べるような形で、地域活性化を図ろうという趣旨でこの 1 千万円の補助金をいただくわけございまして、その後の収益どれだけ上がったとか、そういったものに関しましては町も国も関知するものではないというふうに考えているところであります。どんどん収益を上げて地域活性化につなげていただければいいのかなというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も同じ考えでありまして、結構ケーブルテレビなど見ておりますと新しいメニューを考えたり、手打ちのソバを出したり、営業努力も見られますし、十分あそこを活用して地域活性化のみならず、儲けを出してもらえるようなことは私も大変期待はしております。ただ、今いわゆる所有者の中野区と実行委員会は今のところはそれでもいいかもしれませんが、ある程度将来的な安定した経営、運営状況を考えるのであれば、正式なやっぱり手続等は必要でないかなという思いもありまして、ある時所有者がもう駄目だよというようなことのないような形をしておくべきではないのかなと思ったところで聞いたわけなんですけど、そういうことはするおつもりはありませんでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。ちょっとそういった詳しい内容までは、ちょっと町のほうで立ち入って聞いてはおりませんが、今回事業実施するにあたっては、そういったことも確認のひとつとして、してみたいというふうには思います。

○議長 ほかに。11番、清野佐一君。

○清野佐一 私も1点ほどお伺いします。6款の農林水産業費の委託料ですが、新規農産物栽培調査委託料です。これの一応内容ですが、それをお聞きしたいと思います。以前に新規農産物といいますか、果樹の指定栽培をして新しい農産物に、特産品にしようというふうなことでキウイフルーツなどに取り組むという話もありましたけれども、これとの関連といいますか、新規農産物というようなことで関連があるのか、ないのか、あとこの内容についてお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問に答えいたします。当初で予算を計上しておりました事業内容については、全くこれと同じであります。ただ事業費がついた場合は、もうちょっと拡大した形でやろうということで、2パターンを考えておりましたので、新規作物としてはブドウとキウイフルーツで変わりはありませんが、新たに専門の指導員を招いて講習会をしたり、剪定作業の講習会をしたり、苗の提供をしたりして取り組んでいただくというような内容拡大、事業内容拡大した内容で実施できるようになりましたので、当初予算の計画どおりの内容をプラスした内容で事業実施してまいります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今若い人が菌床栽培に取り組む方が多いというような中で、果樹もですね、昔だと、今頃小島のリンゴなんて言ったって笑われちゃうくらいですが、もう無くなっちゃって、本当に果樹に取り組む人たちが結構いまして、今傾向としてはその果樹類に取り組むと意欲のある方おられますか、また見通しはどうなんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。既存、これまで取り組んでいるキウイの方については調査データがありますので、その方たちのレベルアップ。それから報償費のほうでアドバイザー謝礼ということで上げているんですけども、担い手不足の部分がありますので若い後継者を中心にいろんな方面の研修といいますか、ミネラル栽培のこともそうですが、若い後継者が交流でき、さらに農業技術をレベルアップできるように

研修会を想定していますので、その中でそれぞれの皆さんの計画など確認しながら、その中で例えばキウイフルーツの講習もひとつの研修会として、若い皆さんにも取り組んでいただきたいということで考えています。

現在町内の若手で桃の栽培に取り組みたいということで、今年植えた方もいらっしゃいますので、意欲的にさらに他の果樹にも取り組んでみたいと意向がありますので、できればきちんとした販売に至るまでの支援も一緒になって行っていきたいと考えています。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まず最初は廃棄物処分委託料の 850 万ですが、この積算の根拠、一般廃棄物で、量で、金額。産業廃棄物で、量で、金額、それをお知らせください。

それと災害復旧費で、農業施設災害復旧費であります。この内容ですね、農道だけか水田だけか、両方含まれているのか、何カ所でおおよそ、何カ所で仮に、仮にといいますか、今の積算の根拠は道路で何カ所、水田で何カ所かということをお知らせください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず、廃棄物の処理についてのご質問にお答えいたします。この内容につきましては、仮置き場から処理場まで、羽山の処理場までの一般廃棄物につきましては約 1,500 立米を運搬するというで見込んでおります。そのほか産業廃棄物としては、コンクリートの塊を 20 トン程度を積算の根拠にして 850 万といたしました。

あと今回の農業用施設の、農業施設災害復旧費でございますが、これにつきましてはまず農業用施設ということで水路、排水路、農道等が含んでおります。それで箇所につきましては、ただ今各自地区長さんに報告についての文書を差し上げまして、今それについてのまとめ中というようなことをございまして、この内容につきましては福島・新潟豪雨の時の決算の、決算状況につきまして、それを検討させていただきまして今回この予算計上させていただいたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 20 トンと 1,500 立米わかりましたが、これの金額。私こう見ているんです。産業廃棄物は完全に広域の責任であろうと。平成 22 年ですか、壊したときにはそんなコンクリートブロック埋めるはずがないわけですから。私らも見ているわけですから。昭和六十何年でしたか、62 年でしたか、壊したときの、私は可能性が強いだらうと。一般廃棄物は断定はできませんが、これから町と広域との話合いの場にあって論点といたしますか、ここら辺にいくのではないかなという気がしているわけですから、そのコンクリートの破片の処理にお金がいくらかかるのか。一般廃棄物にはお金がいくらかかると見込んでいるのかと。その金額まで知らせていただきたいのであります。

それから田が入ってないという、水田が入っていないということですが、私は 1 カ所は見えておりますが、1 カ所は平明で崩れたと。もう 1 カ所も平明の田ですけれども漆窪の人が作っているということですから、そこら辺の水田の崩落の関係はどうなるわけですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　まず廃棄物の処理に関する費用のご質問にお答えいたします。仮置き場から処理場までの運搬の経費については約 600 万円。産業廃棄物として処理するのに運搬費と処理費で約 100 万円ということで、約 700 万円を試算しておりますが、下にどのくらい入っているかということがまだ未確定なものですから、余裕として 150 万円、その分余裕として計上させていただきました。

あと農業用施設災の水田、田についてのご質問でございますが、一応応急・復旧につきましては水田は該当にならないということで、今回この水田につきましては本災害、災害復旧事業として発注するための設計と、測量設計の分だけは委託費で計上させていただいております。

○議長　　ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 2 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 3 号、西会津小学校屋外教育環境整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　議案第 3 号、西会津小学校屋外教育環境整備工事請負契約の締結について説明させていただきます。お手元に入札結果並びに議案説明資料を配布してございますので、議案書と一緒にご覧ください。議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。

本工事は平成 24 年 4 月 1 日に小学校 5 校が統合され西会津小学校となり、平成 25 年度より、校舎新築工事を進めておるところであります。今次新校舎の外構について整備を実施するものであります。今回発注いたします工事は、グラウンド整備として校舎南側グラウンド内の植栽工事、張芝工と砂場整備工と遊具工事を実施いたします。その他屋外学習整備として、学習施設整備として校舎東側に自然観察できるビオトープを施工し、生物生息空間をとおして、植物や生物の観察できる環境を整備いたします。

本工事につきましては、造園一式工事であり予定価格が 5 千万円を超えることから、町に指名参加願いを提出している該当する会津管内の造園資格者 A ランク業者を指名し、去る 7 月 2 日に入札会を執行いたしました。

入札の結果、最低の価格で入札した業者は会津創苑株式会社であり、その価格は 5,800

万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額 464 万円を加えた合計額 6,264 万円を契約金として、7月3日付、同社代表取締役山岸正明氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成 26 年 12 月 26 日であります。

これを持ちまして説明を終わりますが、工事予定価格が 5 千万円を超えることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 3 号、西会津小学校屋外教育環境整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、西会津小学校屋外教育環境整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 4 号、西会津小学校木質バイオマスボイラー設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第 4 号、西会津小学校木質バイオマスボイラー設備工事請負契約の締結について説明させていただきます。お手元に入札結果並びに議案説明資料を配布してございますので、議案書と一緒にご覧ください。議案の説明に入ります前に工事の概要等についてご説明させていただきます。

本工事概要であります。暖房施設といたしまして、木質バイオマスボイラー 1 基、予備の温水ボイラー 1 基、そのほかこれらにかかる、電気設備と配管工事であります。木質バイオマスボイラーであります。北校舎の西側 1 階に設置いたします。木質バイオマスボイラーの設備工事であります。燃料は木質チップでありまして、これをサイロに搬入し、サイロより木質バイオマスボイラーへと送り込み、ボイラーで加温したお湯を蓄熱タンクに送り、蓄熱タンクより各教室等へ温水を送る暖房設備の整備であります。

本工事につきましては、暖房一式工事であり予定価格が 5 千万円を超えることから、町に指名参加願いを提出している該当する会津管内の暖冷房衛生設備有資格者 A ラン

ク業者を指名し、去る7月7日に入札会を執行いたしました。

入札の結果、最低の価格で入札した業者は会津ガス株式会社であり、その価格は5,380万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額430万4千円を加えた合計額5,810万4千円を契約金として、7月8日付、同社代表取締役社長相馬祥平氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成27年1月30日であります。

これを持ちまして、説明を終わりますが、工事予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいます、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、渡部憲君。

○渡部憲　このボイラーなんですけど、バイオマスボイラーともう1つボイラーありますよね。これ2つ併用して使うわけですか。このバイオマスボイラーだけでは無理なんじゃないかな。給湯とか、そういうのは。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　このバイオマスボイラーで暖房いたしまして、この温水ボイラーにつきましては、予備ボイラーとして使用いたします。もし万が一、なんかの故障でバイオマスが使えないというような状況になりましたとき、この予備の温水ボイラーを使うということでございます。

○議長　4番、渡部憲君。

○渡部憲　そうしますと、これ片方は灯油、重油かなんかだと思んですけど、これ相当な違いがあるわけですか、バイオマスでやった場合と、全部重油か油でやった場合は。どのくらいの違いがあるんでしょうか。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　今回バイオマスボイラーの計画は企画のほうで立てたものですから、私のほうからお答えさせていただきます。今回バイオマスボイラーを設置しようとした理由につきましては、やはり町にこれだけの森林資源があるわけですから、そういったものを燃料にしていく、そういった作業を今後町で取り組むべきではないかということ、まずその使用先を作らないとそういったこともできないとでありまして、町のほうでまずは小学校というような形でスタートさせて状況を見てみようというようなことで考えたところがひとつあります。

それと、先ほどどれだけ石油と比べてどうなんだということでもあります。ちょっと発熱量で計算をしてみますと、ほぼ半分、燃料費が2分の1くらいであるだろうという想定でございます。

それとバイオマスボイラーを導入したもうひとつの理由がですね、補助事業に該当できるということでありまして、今回農林水産省のほうから2分の1の補助をもらって施設整備ができる、学校も当然石油ボイラーを設置した場合もその補助対象にはなってい



るわけでありますが、基準額からオーバーしてしまいますので、ボイラーを別補助で入れたほうが財源的には有利だろうということで、いくつか考えた中でバイオマスボイラーを別な補助事業をいただいて整備したほうが、町としては得策ではないかという考え方の下にバイオマスボイラーの導入を図ったということでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 2点ほど伺います。まずバイオマスボイラーと、これはチップ材を燃やしてスチームというか、各それぞれお湯で暖房を取るんだと思います。その中で、今あるところで放射能に関する事で、森林関係のということで話を伺ったことがございます。それに関しては材料の調達先、当然今課長が言われたように地元には森林、豊富にあるということでもあります。その点は心配なく使用されるのかどうか、その点伺います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。将来的には地元で燃料が生産できればいいわけですが、当面の間は購入するしかないわけでありまして。購入先として想定しているのが、会津坂下町のインターチェンジのところにあります、北越フォレストという会社でございます。そこのチップを購入しようということでもあります。放射能に汚染されている部分というのうは、当然検査をして基準にあったものを購入してくるというふうな形で考えているところでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 北越のチップ材会社がということなんですが、そこにもっていくのは西会津の材料というか、木材を使われるということですか。西会津から搬送するというです。ね。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 将来的には町のこれだけの森林資源を活用して、町の公共施設の燃料を自前でこう生産できるような体制が取ればいいのかという事考えております。それから北越フォレストに対しましては、西会津の森林組合も、それから民間事業者もみな雑木を出荷しているというようなことでございます。必ずしもそのチップになった、なって西会津町に納入されるのが西会津で取れた木なのかどうかわかりませんが、そういった形で購入をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 せっかくのそういうご利用されるということでもありますので、西会津町の木材を使うということであれば納得するのかなと思いますが、今後そういう検討をしていくということでもあります。その点今後期待するところでもあります。放射能に関する事に関しては毅然な検査とか、そういうものを徹底的にさせていただいて、後で問題のないような、そういう使用をしていただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この工事といいますか、施設というのは機械の導入に合わせてその設備もこの会社に、会津ガスにこう落札したということと思いますが、このチップボイラーの大きさといいますか、性能は指定したのか。その小学校に合った暖房には、これこれの大きさでこれこれの性能が一番適格ですよということで発注をしたのかどうか。よもや

この前中学校の冷房が、横から上になったなんていうようなことはないと思いますが、そこら辺はきちっとその事前に調査をしてやられたと思いますが、いかがですかと。この耐用年数というのはいったいどの程度お考えでありますか。

秩父の、埼玉県ですか、秩父市の吉田とかといいましたか、そのチップで発電しているところに研修に行ったわけですが、私の感覚だとチップなのはどうでもいいと思っていましたならば、その最大の効率を上げるためにはチップの大きさ、厚さ、材質があんだよと。ただそのむやみにチップだからいいではないというような話を伺ってきました。これは発電ですから、ここは今、熱ですからそんなには問題にしないでいいのかなと思いますが、やはりそういう微妙な問題もあるそうであります。そこでは炭化、燃やさないで炭化にして、その炭も再利用ということしていましたが、今回は燃やしてということでしょうから、その灰は一般廃棄物になるのか、産業廃棄物になるのか、まあ一般だと思いましたがそれはいかがですか。

それとこのボイラーを、何ていいますか、操作するには資格要件があるのかないのか。普通の一般の人でもできるのかできないのか。そこら辺はどうですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。このボイラーの設計につきましては、最初から校舎実施設計するにあたり、バイオマスボイラーを入れたいというなことでこちらから注文を出しまして、それで設計業務を担当した同じ建築の設計業者が設計をしております。したがって、校舎の規模に合わせた形のボイラーを設計しているということでございます。建築をするにあたって、もうメーカーによってボイラーの大きさが違いますと機械室の面積も変わってまいります。したがって、もうボイラーもメーカー指定でございまして、このボイラーを入れるという、いろいろ検討しましてそれらを決定して設計作業を行っているということでありまして、メーカーについてももう指定のものを設置していただくというなことになります。

それからチップの種類というなことがございました。チップもバリバリとこう砕く方式と切削という形で削り取るという、そのチップがあるそうですが、今回のボイラーは切削チップでないと駄目だということで、削り取った形で、解体をしたようにバリバリバリッと壊したようなチップですと機械の、ちょっと棘が出てきますんで引っかかってしまうというなことで、切削チップを使うというなことで考えております。

それから耐用年数でございますが、石油のボイラーは基本的に10年ということでありまして、バイオマスのボイラーは15年は大丈夫だということで、15年間の耐用年数だということで5年くらい長く使えるというなことを聞いております。

それからボイラーの管理につきましては、スイッチを入れれば作動するというな簡単なものでございまして、専用のそのボイラー管理の資格だとかそういった方はいないということで、学校の先生であっても用務員の方であっても操作ができるというふうに考えています。

それから焼却灰、灰でございますが、一般廃棄物というなことでございますので、花壇であったり、そういったところに活用は可能だというふうに考えているところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ボイラータンクの耐用年数15年とわかりましたが、その煙突の耐火煉瓦と  
いいですか、熱に強いのを使わなくちゃならないだろうと、そこら辺の煙突の耐用年数  
等はどうお考えですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。そういった詳しいところまではちょっと調べてはおりま  
せんが、耐火煉瓦という形ではなくて、鉄製の煙突が付いているのかなというふう  
に考えてます。焼却炉ではありませんので、鉄製の煙突かなというふう  
に考えます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、西会津小学校木質バイオマスボイラー設備工事請負契約の締結  
についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって議案第4号、西会津小学校木質バイオマスボイラー設備工事請負契約の締  
結については、原案のとおり可決されました。

日程第9、西会津町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

これは農業委員会等に関する法律第12条第2号、選任による委員、議会推薦の規定に  
基づくものであります。

お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員は、4名としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって議会推薦の農業委員会委員は4名とします。

暫時休議します。(15時03分)

○議長 再開します。(15時04分)

お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員については、議長指名としたいと思えますが、これにご異  
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって議会推薦の農業委員会委員については、議長指名とすることに決しました。  
それでは指名します。

橋谷田淳君、三留弘法君、中島和男君、高久一志君、以上の4名を議会推薦の農業委

員会委員として、推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって議会推薦の農業委員会委員は、橋谷田淳君、三留弘法君、中島和男君、高久一志君の4名の方を推薦することに決定しました。

本議会に付議されました事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 町議会臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、当面する議案について慎重にご審議をいただき、全議案とも原案のとおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。

執行にあたりましては、いただきましたご意見等十分留意しながら対応してまいりますので、今後ともご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

議会の冒頭で申し上げましたように、今般の豪雨災害では特に国・県所管の箇所については近日中に復旧要望をして参りたいと思います。また町所管については、現況を十分精査をして応急復旧事業を着手して参ります。JR磐越西線災害復旧についても、明日、JR新潟支社への緊急要望を行ってまいりたいと思います。当分の間、代替バス運行など町民の皆さんには不便をお掛けいたしますが、ぜひともご協力をお願いするものであります。

本格的な猛暑の時期となりますが、議員各位におかれましては健康に十分ご自愛の上、町勢伸展のためさらなるご活躍にご期待申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 これをもって、平成26年第4回西会津町議会臨時会を閉会します。

(15時08分)